

審議会会議録

会議名称	令和3年度 第1回伊達市市民参加推進会議（書面会議）		
議 題	議事 ・令和2年度市民参加の実施結果について ・令和3年度市民参加の実施予定について ・第7期意見書（案）について		
開催日時	令和3年5月20日（木）		
場 所	書面にて開催		
出席委員	亀田 正人 会長、片川 喜明 副会長、原 義衛 委員、宮澤 豊 委員、 今村 勝一 委員、宇井 尚 委員、小滝 弘子 委員、斉藤 嘉朗 委員、 竹村 幸雄 委員、根子 ももこ 委員（計10名）		
	所管部課名	企画財政部企画財政課	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開	傍聴者人数	
	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	書面での開催のため
<p>【審議会の概要】</p> <p>議 事</p> <p>1 令和2年度市民参加の実施結果について 【意見】 <input type="checkbox"/>副会長 コロナ感染拡大に伴う厳しい状況の中で、書面による審議会の開催や、パブコメにより意見の公募等が適切に字視されていたと判断する。 公募件数が少ない中でも、意見が寄せられていることは良かった。 特に、市民農園の廃止については、市民の生活に直接関係する案件であることから、やはり行政の市民に対する事前の情報提供や、説明会・アンケート等の実施を考える必要があると思われる。</p> <p>2 令和3年度市民参加の実施予定について 【意見】 <input type="checkbox"/>副会長 やはり先が見えないコロナ感染拡大の影響下であるが、工夫を凝らして行政からの情報提供に努めていただくことを願う。</p> <p>3 第7期意見書（案）について 【意見】 <input type="checkbox"/>副会長 中間報告からの経過を踏まえて、適切に記述されているので良いと思う。</p>			

□委員

前回までの会議内容がよくまとめられているため、概ね同意する。これからの時代、市民参加の手法の多様性、世代や性別を超えた市民参加の増加への期待など、従来通りではない形を常に模索する必要性を感じる。特に、このコロナウイルス流行に伴う「集うこと」への意識の変化の中、市民参加をどう活性化していくかは、色々な方々の意見、アイデアを頂きながら進める必要があると思う。

「市職員の市民参加に対する意識の差」とあるが、今後どう具体的に研修を積まれるのか、伺ってみたい。

●事務局

従来の研修会では、市民参加条例上の決まり事やパブリックコメントの実施方法等を中心に行っていたので、具体的な事例を交えつつ、市民側の目線に立って市民参加の手法などを検討していただくなど職員の意識を変えるような研修を目指していく。また、研修のみならず、市民参加を実施しようとしている部署と密に連携を図り、意識の差をなくすよう取り組んでいきたい。

■会長

第7期意見書（案）についてはご異議がありませんでしたので、このまま意見書として確定し、市長に提出・公表することします。

4 その他

□委員

より活発な市民参加に向けて、広く市民の意見を吸い上げるために、パブリックコメントの実施結果の公表方法として「広報だて」の別紙として市民に配布してはどうか。内容については、あまり難しくせずに、明瞭簡潔にした方が良いと思う。まずは、市民に情報発信することが必要だと思う。

●事務局

広く市民の方に向けて市民参加の情報発信をできるという目的で「広報だて」の別紙を使うという手法は効果的だと考える。しかし、印刷にかかる費用面や現状、折込チラシを広報だてと一緒に配付するように自治会の方に仕分けを依頼しているので、その方の負担が増加してしまうという点が課題として考えられる。より効率的、効果的な手法について検討したい。

■会長

以上で会議を終了します。

なお、意見書案に対して討議を要するご意見が寄せられた場合にはあらためて会議を開催することを考えていましたが、結果としてそのようなご意見がなかったことから、上述の通り今回で意見書を確定し、第7期の会議は今回で最後としたいと思います。ご了承ください。

第7期を振り返ると、後半1年はコロナ禍のもと書面会議が多くなってしまいましたが、委員の皆様には2年間を通じて毎回熱心なご討議をいただき、市民参加推進会議として市民参加の前進に寄与することができたものと確信しています。ありがとうございました。

令和3年度 第1回市民参加推進会議（書面開催）

◆協議事項

- ・令和2年度市民参加の実施結果について
- ・令和3年度市民参加の実施予定について
- ・第7期意見書（案）について

◆参考資料

- ・第7期中間報告書
- ・第6期意見書
- ・事務局メモ

令和2年度市民参加の実施結果について

(1) 令和2年度市民参加の実績

案	件	名	市民意見 の公募	審議会 の開催	説明会 の開催	その他の 市民参加	担当課
(1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更							
1		第2期伊達市子どもの読書活動推進計画（案）について	●				図書館
2		伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期計画）（案）について	●				社会福祉課
3		第6期伊達市障がい福祉計画（案）について	●				社会福祉課
4		伊達市景観計画（案）について	●	● 委員の公募			都市住宅課
(2) 市政の基本方針を定め、市民に負担や義務を課し、権利を制限する条例の制定・改廃							
5		伊達市景観条例（案）について	●		●		都市住宅課
(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃							
		(なし)					
(4) 大規模な公共施設の設置に係る基本計画や利用・運営に関する方針の策定・変更							
6		宮尾登美子記念アートホールの廃止について	●				だて歴史文化ミュージアム
7		伊達市市民農園の廃止について	●				農務課
(5) 上の(1)～(4)以外で市民の関心・影響があるもの							
8		伊達市市民参加推進会議		●			企画課
9		伊達市男女共同参画推進市民会議		● 委員の公募			企画課
10		伊達市地域公共交通活性化協議会		●		アンケート ワークショップ	企画課
11		伊達市タクシー活用実証事業に関するアンケート				●	企画課
12		心の伊達市民ワークショップ				●	企画課
13		ふるさと納税返礼品検討ワークショップ				●	企画課
14		伊達市行政改革推進委員会		●			総務課
15		伊達市史編さん準備委員会		● 委員の公募			総務課
16		伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会		●			職員法制課
17		伊達市福祉有償運送運営協議会		●			高齢福祉課
18		伊達市介護保険等運営協議会		● 委員の公募			高齢福祉課
19		介護認定審査会（非公開）		●			高齢福祉課

案	件	名	市民意見 の公募	審議会 の開催	説明会 の開催	その他の 市民参加	担当課
20	伊達市	国民健康保険運営協議会		●			保険医療課
21	伊達市	健康づくり推進協議会		●			健康推進課
22	伊達市	環境審議会		委員の公募			環境衛生課
23	伊達市	都市計画審議会		●			都市住宅課
24	伊達市	景観審議会		●			都市住宅課
25	伊達市	営住宅審議会		委員の公募			都市住宅課
26	伊達市	上下水道事業経営審議会		● 委員の公募			下水道課
27	伊達市	公園ワークショップ				●	下水道課
28	大滝区	地域協議会		●			地域振興課
29	大滝区	ケーブルテレビ放送番組審議会		●			地域振興課
30	伊達市	社会教育委員会議		●			生涯学習課
31	伊達市	立図書館運営協力会		●			図書館

市民意見 の公募	審議会	説明会等 の開催	その他の 市民参加
7	19	1	5

※委員の公募のみ行った場合は上記件数に含めていない。

※その他の市民参加について、アンケート、ワークショップはそれぞれ1件として計上

(2) 市民意見の公募(パブリック・コメント)実施実績

案 件 名	意見の募集期間	公募意見の件数	担 当 課
(1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更			
1 第2期伊達市子どもの読書活動推進計画(案)について	11月18日～12月17日	2件(2人)	図書館
2 伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期計画)(案)について	1月16日～2月4日	意見なし	高齢福祉課
3 第6期伊達市障がい福祉計画(案)について	1月20日～2月18日	意見なし	社会福祉課
4 伊達市景観計画(案)について	2月5日～3月8日	1件(1人)	都市住宅課
(2) 市政の基本方針を定め市民に負担や義務を課し、権利を制限する条例の制定・改廃			
5 伊達市景観条例(案)について	9月4日～10月5日	1件(1人)	都市住宅課
(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃			
(なし)			
(4) 大規模な公共施設の設置に係る基本計画や利用・運営に関する方針の策定・変更			
6 宮尾登美子記念アートホールの廃止について	10月5日～11月4日	1件(1人)	だて歴史文化ミュージアム
7 伊達市市民農園の廃止について	12月30日～1月28日	16件(11人)	農務課
(5) 上の(1)～(4)以外で市民の関心・影響があるもの			
(なし)			

【意見の内訳】

反 映	0 件
既 登 載	0 件
そ の 他	21 件
計	21 件

反 映：意見の全て、または一部を案に反映するもの

既登載：既に案に盛り込んでいるもの

その他：その他の意見・今後の参考として伺ったもの

(3) 市民意見の公募期間を短縮した案件

案件名	理由	担当課
■伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期計画)(案)について	<p>本計画には65歳以上の市民の方が負担する介護保険料を掲載しています。</p> <p>この介護保険料の算出に必要な介護報酬サービスごとの改定率が示されるのが、1月中旬となってしまったため、市民意見の公募開始が遅れることになりました。</p> <p>改定率を基に保険料算定を行い、市民意見の公募を行うが、公募により集まった意見を反映させ、計画を策定する事務手続の期間を勘案すると2月上旬までに公募を終える必要があったことから、市民意見の公募期間を14日間に短縮したものであります。</p>	高齢福祉課

(4) 審議会の開催結果

審議会の名称		開催月日	担当課
(1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更			
1	伊達市景観計画策定協議会	5月18日	都市住宅課
		6月 書面開催	
		10月30日	
(2) 市政の基本方針を定め、市民に負担や義務を課し、市民の権利を制限する条例の制定又は改廃			
	(なし)		
(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃			
	(なし)		
(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画及びその利用や運営に関する方針の策定や変更			
	(なし)		
(1)～(4)以外の行政活動			
2	伊達市市民参加推進会議	5月19日	企画課
		6月24日	
		3月15日	
3	伊達市男女共同参画推進市民会議	6月15日	企画課
4	伊達市地域公共交通活性化協議会	7月20日	企画課
5	伊達市行政改革推進委員会	7月1日	総務課
		1月8日 書面開催	
		3月24日	
6	伊達市史編さん準備委員会	3月15日	総務課
7	伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会	10月9日	職員法制課
8	伊達市福祉有償運送運営協議会	8月18日	高齢福祉課
9	介護保険等運営協議会	10月23日	高齢福祉課
		11月24日	
		12月28日 (書面開催)	
		2月19日	

審議会の名称		開催月日	担当課
10	伊達市国民健康保険運営協議会	3月 書面開催	保険医療課
11	伊達市健康づくり推進協議会	8月28日	健康推進課
		12月 書面開催	
12	伊達市都市計画審議会	7月8日	都市住宅課
13	伊達市景観審議会	1月 書面開催	都市住宅課
14	伊達市景観計画策定協議会	5月18日	都市住宅課
		6月 書面開催	
		10月30日	
15	伊達市上下水道事業経営審議会	11月 書面開催	下水道課
16	大滝区地域協議会	7月22日	地域振興課
		1月 書面開催	
		3月18日	
17	大滝ケーブルテレビ放送番組審議会	8月18日	生涯学習課
18	伊達市社会教育委員会議	5月 書面開催	生涯学習課
		11月 書面開催	
19	伊達市立図書館運営協力会	7月16日	図書館
		8月25日	
		10月22日	

※ 介護保険認定審査会は毎週水曜日開催

(4-2)各審議会の委員内訳一覧

■色塗りの部分は令和2年度に委員改選があった審議会です。

(名)

審議会等の名称	委員任期	委員総数		うち公募委員		人材バンク		人材バンク内訳		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	推薦	指名	公募
伊達市市民参加推進会議	R1.7.2～ R3.7.1	10		6		6				6
		8	2	4	2	4	2			
伊達市男女共同参画推進市民会議	R2.6.1～ R4.5.31	12		5		5				5
		4	8	1	4	1	4			
伊達市地域公共交通活性化協議会	R2.6.1～ R4.5.31	22		0		0				0
		22	0	0	0	0	0			
まち・ひと・しごと創生有識者会議	R2.1.7～ R4.1.6	22		0		0				
		21	1	0	0	0	0			
伊達市表彰審議会	H31.4.1～ R3.3.31	8		0		0				
		7	1	0	0	0	0			
伊達市行政改革推進委員会	R2.7.1～ R4.6.30	7		2		2				2
		6	1	1	1	1	1			
防災会議	R1.5.24～ R3.5.23	24		0		0				
		24	0	0	0	0	0			
伊達市史編さん準備委員会	R3.3.22～ 市史編さん員 設置まで	6		2		2				2
		5	1	1	1	1	1			
国民保護協議会	R2.8.30～ R4.8.29	22		0		1			1	
		21	1	0	0	1	0			
公務災害補償等認定委員会【非公開】	R1.7.1～ R4.6.30	5		0		0				
		5	0	0	0	0	0			
伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会	R1.10.1～ R3.9.30	5		1		0				1
		4	1	0	1	0	0			
子ども・子育て会議	R2.4.1～ R4.3.31	10		1		1				1
		7	3	0	1	0	1			
伊達市国民健康保険運営協議会	R1.6.1～ R4.5.31	9		3		3				3
		9	0	3	0	3	0			
伊達市健康づくり推進協議会	H30.4.1～ R2.3.31	15		1		2		1		1
		10	5	0	1	1	1			
民生委員推薦会【非公開】	R2.3.1～ R5.2.28	14		0		0				
		11	3	0	0	0	0			
伊達市障害者自立支援審査会【非公開】	H31.4.1～ R3.3.31	10		0		0				
		7	3	0	0	0	0			
介護認定審査会【非公開】	H31.4.1～ R3.3.31	20		0		0				
		15	5	0	0	0	0			
介護保険等運営協議会	R2.12.1～ R4.11.30	10		0		0				
		8	2	0	0	0	0			
福祉有償運送協議会	R2.2.19～ R4.2.19	9		0		1			1	
		9	0	0	0	1	0			
伊達市営住宅審議会	R2.8.1～ R4.7.31	8		2		2				2
		5	3	0	2	0	2			
伊達市都市計画審議会	R1.6.1～ R3.5.31	12		3		3				3
		9	3	2	1	2	1			
伊達市景観計画策定協議会	R2.5.1～ R2.12.14	8		2		2				2
		7	1	1	1	1	1			
伊達市景観審議会	R3.1.14～ R4.12.31	8		2		2				2
		7	1	1	1	1	1			

審議会等の名称	委員任期	委員総数		うち公募委員		人材バンク		人材バンク内訳		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	推薦	指名	公募
大滝ケーブルテレビ放送番組審議会	H30.7.19～ R2.7.18	9		0		1			1	
		8	1	0	0	1	0			
大滝区地域協議会	H30.4.1～ R2.3.31	12		4		4				4
		8	4	2	2	2	2			
伊達市環境審議会	委嘱した日から 2年間	12		3		3				3
		10	2	1	2	1	2			
伊達市上下水道事業 経営審議会	R2.7.1～ R4.6.30	10		8		7			2	5
		5	5	4	4	2	5			
社会教育委員会議	R1.5.1～ R3.4.30	12		0		0				
		10	2	0	0	0	0			
伊達市文化財審議会	R1.5.1～ R3.4.30	7		0		0				
		6	1	0	0	0	0			
伊達市図書館運営協力会	R1.6.4～ R3.5.31	10		2		2				2
		7	3	2	0	2	0			
総合計画審議会	休止中									
バリアフリー基本構想策定委員会	休止中									
伊達市廃棄物減量等推進審議会	休止中									
特別職報酬等審議会	休止中									
公務災害補償等審査会	休止中									
教育振興基本計画策定委員会	休止中									
放課後子ども教室運営委員会	休止中									
伊達市スポーツ推進審議会	休止中									
伊達市青少年問題協議会	休止中									
伊達市青少年指導センター運営委員会	休止中									
だて歴史文化ミュージアム検討委員会	休止中									
観光開発審議会	休止中									
中小企業振興協議会	休止中									
伊達市大滝区温泉利用審議会	休止中									
合 計		348		47		49		1	5	44
		285	63	23	24	25	24	50		

- ・改選があった審議会 13
- ・うち委員を公募した審議会 10

(5) まちづくり人材登録の活用実績について

■まちづくり人材登録の年度別登録状況とその詳細です。

年度別登録状況

年度	年度当初登録者数	年度内新規登録者数	年度末登録者数	年度末登録終了者数	登録終了者の内更新者	審議会等登用者	1人が任用されている最大審議会数
平成28年度	64	12	76	△ 16	8	29	4
平成29年度	68	9	77	△ 19	10	37	5
平成30年度	68	7	75	△ 12	6	37	5
令和元年度	69	4	73	△ 6	3	28	4
令和2年度	70	0	70	△ 9	4	28	3
令和3年度当初	65						

・現在、各審議会等に登用されている方は実人数で28名です。

令和3年4月1日現在 登録状況

登録年度	登録人数
H28	12
H29	17
H30	17
R1	10
R2	5
R3	4
合計	65

年齢層	登録人数
10代	0
20代	0
30代	3
40代	12
50代	8
60代	12
70代	26
80代	4
合計	65

※複数回答可

活動可能時間帯	登録人数
いつでも	23
日中	15
夜間	15
土日・休日	8
その他	8
合計	69

↓

複数の登録があるため実人数は65名

男女の別	登録人数
男性	36名
女性	29名
合計	65名

(6) 令和2年度 市民による政策提案

提案件数 0件

(7) 説明会の開催結果

案件名	実施月日	実施場所	参加者数	担当課
(1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更				
伊達市景観条例・伊達市景観計画に関する住民説明会				
1 黄金地区	7月29日	黄金地区コミュニティーセンター	28名	企画課
2 全地域	8月25日	市民活動センター多目的室	0名	
(2) 市政の基本方針を定め、市民に負担や義務を課し、市民の権利を制限する条例の制定又は改廃				
【なし】				
(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃				
【なし】				
(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画及びその利用や運営に関する方針の策定や変更				
【なし】				
(1)～(4)以外の行政活動				
【なし】				

(8) その他の市民参加の開催結果

【アンケート】

案件名	方法	実施日	実施方法	回収率	担当課
(1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更					
1 地域の公共交通に関するアンケート	アンケートを郵送にて送付、回収	1月15日～1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ■調査対象 16歳以上の市内在住の方 (無作為抽出) ■調査数 3,000名 	51.6% (1,548名)	企画課
(2) 市政の基本方針を定め、市民に負担や義務を課し、市民の権利を制限する条例の制定又は改廃					
【なし】					
(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃					
【なし】					
(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画及びその利用や運営に関する方針の策定や変更					
【なし】					
(1)～(4)以外の行政活動					
2 伊達市タクシー活用実証事業に関するアンケート	アンケートを郵送にて送付、回収	1月16日～1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ■調査対象 北黄金町、南黄金町の住民のうち、令和3年31日時点で75歳以上となる者がいる世帯 ■調査数 267世帯 	55.8% (149世帯)	企画課

【ワークショップ】

案件名	実施月日	実施方法	担当課
(1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更			
1 公共交通ワークショップ	11月11日	自家用車がなくても気軽に出掛けられるまちづくりのため、これからの市の公共交通について地域の皆さんと一緒に考え、自由に意見を話し合うワークショップを開催。 グループワークだけでなく、市内循環バスの乗車体験、大滝区住民との懇談会、公共交通の概要や先進事例を紹介する学習会などを実施。公募による市民21名が参加	企画課
	11月17日		
	11月25日～ 11月29日		
	2月1日		
	2月19日		
(2) 市政の基本方針を定め、市民に負担や義務を課し、市民の権利を制限する条例の制定又は改廃			
	【なし】		
(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃			
	【なし】		
(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画及びその利用や運営に関する方針の策定や変更			
	【なし】		
(1)～(4)以外の行政活動			
伊達市公園ワークショップ	9月2日	市内の公園の管理や整備(遊具更新)についてワークショップを開催。 介護予防クラブ・幼稚園・保育所など公園を利用する団体からの推薦と公募による市民15名で実施。	下水道課
	10月7日		
	11月18日		
	2月17日		
心の伊達市民ワークショップ	1月28日	取組のさらなる発展のため、これからの「心の伊達市民」について考え、自由に意見を話し合うワークショップを開催。 取組の発案者である樽見弘紀氏を講師に迎え、公募による市民15名で実施。	企画課
ふるさと納税返礼品検討ワークショップ	3月26日	より多くのふるさと納税寄附者から応援してもらうため、伊達の魅力を発信できる返礼品を地域の皆さんと一緒に考え、自由に意見を話し合うワークショップを開催。公募による市民17名が参加。令和3年度も引き続き実施予定。	企画課

伊達市景観条例（案） に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

本市では、地域の特性や魅力を生かした「まちづくり」を行い、良好な景観形成を図るため、伊達市景観条例を制定します。

伊達市景観条例は、景観行政の基本的な考え方である伊達市景観計画を策定し、また、良好な景観形成を図るための施策について必要な事項を定めるものです。

この度、「伊達市景観条例（案）」がまとまりましたので、この条例（案）についての意見を市民の皆さまから募集します。

市民の皆さまからのたくさんのご意見をお待ちしています。

建設部 都市住宅課

- 意見募集案件 「伊達市景観条例」（案）について
- 意見募集期間 令和2年9月4日（金）から10月5日（月）まで
（32日間）
- 意見提出方法 別紙「意見用紙」等により氏名・住所等を明記の上、ご意見をお寄せください。
※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご注意ください。
- 意見提出先 ◎持 参 伊達市建設部都市住宅課都市計画係（本庁舎3階）
◎投 函 伊達市役所本庁舎1階ロビー設置の投函箱
◎郵 送 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1
伊達市建設部都市住宅課都市計画係 宛
◎FAX FAX番号：0142-23-4414
◎電子メール アドレス：toshikeikaku@city.date.hokkaido.jp
- 閲覧場所 ◎伊達市役所（本庁舎ロビー「パブリック・コメントコーナー」
第2庁舎・大滝総合支所・都市住宅課窓口）
◎伊達市市民活動センター
◎だて歴史の杜カルチャーセンター（ロビー）
◎伊達市総合体育館（ロビー）
◎各コミュニティセンター（有珠・長和・東・黄金）

伊達市景観条例（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市景観条例（案）」に対する市民意見公募状況について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	「伊達市景観条例」（案）について		
募 集 期 間	令和2年9月4日（金）から10月5日（月）まで （30日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	1 件 （ 1 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既 登 載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	そ の 他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	1 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		0 名
	郵 送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		1 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市建設部都市住宅課都市計画係（本庁舎3階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-82-3294（内線433） FAX番号 : 0142-23-4414 Eメール : toshikeikaku@city.date.hokkaido.jp		

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>審議会委員についてお伺いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民参加20人以上と多いとよい ・委員任期について 再任期間通しても10年が理想。市民の声は「権不十年」権力を10年握るとなれ合い、もたれ合いと腐敗する。これ以上続けることは行政の信頼も揺らぐ。10年程度が理想と考えます。 <p>市が示した定数、任期等の要素および必要性の根拠を具体的寧にお伺いします。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>条例や計画の見直し等を行う際にはパブリックコメント等により広く市民の皆様の意見を頂きます。</p> <p>条例に規定する伊達市景観審議会は、法令及び条例に規定する内容の調査や審議を行うことが主な内容となっており、早急な審議を要する内容も含まれているため、専門性を考慮しつつ、市民の意見も反映することができる人数として、8名（うち、住民代表として3名程度）としています。</p> <p>今後の景観行政の動向も踏まえ、見直すことも考慮しつつ対処してまいります。</p> <p>委員の任期につきましては、2年を基本としており、適切な任用に努めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

宮尾登美子記念アートホールの廃止に対する 市民意見の公募（パブリックコメント）

だて歴史文化ミュージアムは、本館、体験学習館及び宮尾登美子記念アートホールの3館で構成されております。

このうち宮尾登美子記念アートホールは、本館と離れているからか本館からの誘導率が低く、集客や維持管理コスト等の課題を抱え、通年での充実した活用が難しい状況となっている一方、本館では1階部分の活用と集客が課題となっております。

ミュージアム全体の賑わいや活性化を図ることを目的として、企画展等を本館に集約し、宮尾登美子記念アートホールを廃止することを検討していますことから、この度、市では宮尾登美子記念アートホールの廃止及び用途変更について広く意見を募集します。

多くの市民の皆様からのご意見をお待ちしています。

教育部だて歴史文化ミュージアム

- 意見募集案件 宮尾登美子記念アートホールの廃止について
- 意見募集期間 令和2年10月5日（月）から11月4日（水）まで
（31日間）
- 意見提出方法 別紙「意見用紙」等により氏名・住所を明記の上、ご意見をお寄せください。
※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご注意ください。
- 意見提出先 ◎持 参 伊達市教育委員会教育部だて歴史文化ミュージアム学芸係
（だて歴史文化ミュージアム受付事務室）
◎投 函 伊達市役所本庁舎1階ロビー設置の投函箱
◎郵 送 〒052-0022 伊達市梅本町57番地1
だて歴史文化ミュージアム 宛
◎F A X F A X 番号：0142-25-8922
◎電子メール アドレス：date-museum@city.date.hokkaido.jp
- 閱 覧 場 所 ◎伊達市役所（本庁舎ロビー「パブリック・コメントコーナー」・第2庁舎・大滝総合支所・だて歴史文化ミュージアム）
◎伊達市市民活動センター
◎だて歴史の杜カルチャーセンター（ロビー）
◎伊達市総合体育館（ロビー）
◎市内の各地区コミュニティセンター（有珠・長和・東・黄金）

宮尾登美子記念アートホールの廃止 に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「宮尾登美子記念アートホールの廃止」に対する市民意見公募状況について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	「宮尾登美子記念アートホールの廃止」について		
募 集 期 間	令和2年10月5日（月）から11月4日（水）まで （31日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	1 件 （ 1 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既掲載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	その他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	1 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		0 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		1 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市教育委員会教育部だて歴史文化ミュージアム学芸係 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-25-1056 FAX番号 : 0142-23-4414 Eメール : date-museum@city.date.hokkaido.jp		

市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>ミュージアムの建設を伊達市のまちづくりにどう生かすのかお伺いします。</p> <p>膨らみ続けるであろう管理運営費に自治会等で話題となり、建設による市の責任、失望不満を問う声も多く、十分な成果が生まれない状況からだと思えます。</p> <p>建設に至る理念、要素、目的を議論し論じ分析されたと思えます。</p> <p>議論経緯について、市民の苦言や課題を洗い出しまちづくりにどう生かすかお伺いします。</p> <p>職員の皆さんは、意欲と情熱を持ち市の発展に力を注いでおり感謝申し上げます。</p> <p>女性の皆さんも笑顔で実に穏やかな対応をされ胸に響き心が打たれます。</p> <p>伊達市の経済も厳しさを増しております。市民の苦言を洗い出し活性化に取り組んでください。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>伊達市のまちづくり指針である第7次伊達市総合計画において、だて歴史文化ミュージアムにおける文化財の保存と積極的な文化財の活用を盛り込んでおり、計画に沿った活動を進めてまいります。</p> <p>さらに、ミュージアムにつきましても効率的な管理運営を行っていくとともに、一層の活性化を図っていくこととします。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

第2期伊達市子どもの読書活動推進計画（案） に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

子どもの読書活動が成長過程において重要な効果をもたらすことから、国は平成13年に「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境整備を推進すること」を基本理念に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布し、この法律に基づいて、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、北海道は「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定し、施策の基本的方針と具体的な方策を示したところです。

これらのことを踏まえ、伊達市では平成28年3月に「伊達市子どもの読書活動推進計画」（計画期間：平成28年度から令和2年度）を策定し、地域社会全体で子どもの読書活動を推進するための基本的な方向と具体的な方策を明らかにし、各種の取組を推進してきました。

この度、5年間の計画期間を終えることから、令和3年度からの子どもの読書活動に関する取組を総合的・計画的に推進するため、「第2期伊達市子どもの読書活動推進計画」を作成しましたので、この案についての意見を市民の皆様から募集します。

どのようなご意見でも結構です。多くの市民の皆様からのご意見をお待ちしています。

教育部 図書館

- 意見募集案件 「第2期伊達市子どもの読書活動推進計画」の策定について
- 意見募集期間 令和2年11月18日（水）から令和2年12月17日（木）まで（30日間）
- 意見提出方法 別紙「意見用紙」等により氏名・住所を明記の上、ご意見をお寄せください。
※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご注意ください。
- 意見提出先
 - ◎持 参 伊達市立図書館
 - ◎投 函 伊達市役所本庁舎1階ロビー設置の投函箱
 - ◎郵 送 〒052-0022 伊達市梅本町67番地5
伊達市教育委員会教育部図書館業務係 宛
 - ◎FAX FAX番号：0142-25-3336
 - ◎電子メール アドレス：toshokan@city.date.hokkaido.jp
- 閲覧場所
 - ◎伊達市役所（本庁舎ロビー「パブリック・コメントコーナー」
第2庁舎・大滝総合支所）
 - ◎伊達市立図書館（本館・大滝分室）
 - ◎伊達市市民活動センター
 - ◎だて歴史の杜カルチャーセンター（ロビー）
 - ◎伊達市総合体育館（ロビー）
 - ◎各コミュニティセンター（有珠・長和・東・黄金）

第2期伊達市子どもの読書活動推進計画（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「第2期伊達市子どもの読書活動推進計画（案）」に対する市民意見公募結果について、
ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	「第2期伊達市子どもの読書活動推進計画（案）」について		
募 集 期 間	令和2年11月18日（水）から令和2年12月17日（木）まで （30日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	2 件 （ 2 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既掲載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	その他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	2 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		2 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		0 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市教育委員会教育部図書館業務係（伊達市立図書館） 〒052-0022 伊達市梅本町67番地5 電話番号 : 0142-25-3336 FAX番号 : 0142-25-3336 Eメール : toshokan@city.date.hokkaido.jp		

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>小学生の保護者です。学校での読書時間等について努力されているようでとてもうれしいです。</p> <p>子どもに読書習慣を身につけさせるには、学校のみならず家庭でも大人が本を読む姿を見せることも大事です。学校以外でも本と接する機会を増やす環境が大切です。本でなければ学べないことがあるということも教える必要もあります。親が本を読む姿勢を見せることで自然と子ども達も本に慣れ親しんでいき、本に触れる機会が多ければ多いほど、読書に親しむと思います。</p> <p>また、図書館と書店の役割分担があると思います。図書館には普段簡単に手に入らない本・高価な本・専門的な本なども必要です。流行の本や話題の本も必要ですが、バランスの取れた蔵書になると良いと思います。歴史・自然科学・社会等の分野は常に新しい情報の書籍は必要で、新しい学説、新しい時事の内容にしていかないといけないと思います。</p> <p>子ども達の心豊かな成長と、教養や知識を広く身につけるためにも、本との出会いを増やしてあげたいものです。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>読書が与える子ども達への影響やそのための大人の役割などに言及いただいた上でのご意見を貴重なものとして受け止めたいと思います。</p> <p>家庭や地域は、子どもが読書への興味や関心を持ち、子どもの読書活動を維持し続けるという点で重要な役割を担っています。図書館では、保護者とのふれあいの中で読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりなどして幼い頃から子どもが本に親しむことができるような環境づくりに努めています。</p> <p>また、子どもの成長段階や興味・関心に対応できる図書や資料を充実させるとともに、それらの図書等を手に取りやすい環境づくりや、様々な課題を解決することができる図書資料の充実を進めています。</p> <p>頂戴しましたご意見を踏まえ、今後も本との出会いを増やす機会づくりに努めていくとともに、学校や地域の皆さんと協力しながら読書活動を進めるための参考とさせていただきます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>P.15の 基本目標2 推進方策1 市立図書館の整備・充実について 請求記号順の配架になるといいです。 現在は出版社別、本のサイズやシリーズ別となっています。 ネット検索で「蔵書あり」と分かっても、手にしたい本にたどり着くまで時間がかかります。欲しい本が見つかりやすくなれば、大人になった時にも図書館を利用しようという気持ちが増すと考えます。 小学校の国語で「請求記号」について学ぶということもあるので、請求記号順・著者名順になると、子ども以外の利用者にとってもありがたいです。</p> <p>次に、室蘭市・登別市との三市の図書館ネットワークを活用した図書の予約貸出等の利用促進については、インターネットで貸出延長ができる機能をつけられないでしょうか。 2020年度より、小中学生は1人1台のパソコンを使えるようになります。インターネットを利用することが当たり前になっていけば、蔵書検索なども今まで以上に行われると思います。貸出状況閲覧、蔵書検索、予約・リクエストが自宅で行えるのは便利なので、「貸出延長」もできるようになると、図書館から離れた所に住む児童生徒も利用しやすくなると思います。 大学図書館を利用していた時にインターネットによる貸出延長機能があり便利だったので、検討していただけるとありがたいです。</p>	<p>【 その他 】 児童書・絵本の並べ方について、ご意見のとおり現状の出版社順では読みたい図書を探しにくい ため、請求記号順・著者名順も視野に入れながら 手に取りやすい並べ方への変更を進める必要があ ると承知しております。しかし、現書棚の規格で は棚の高さに一定の制限があるので、スペースの 拡充が必要になります。今後、図書館整備が行わ れる場合には図書を手に取りやすい環境づくりの 一つとして検討を進めます。</p> <p>次に、インターネットによる貸出延長機能につ いて、現状では当該図書をカウンターにお持ちい ただき、他に予約がないことが確認できた場合に 一度だけ貸出期間を2週間延長する対応をしてい ます。 インターネットによる貸出延長については、図 書館から離れた場所に住むお子さんなどへの利便 性が高まることも承知しておりますが、インター ネットによる図書の貸出システム（西いぶり広域 図書館情報システム）は室蘭市・登別市と共同で 運営していますので、今後、すべての子どもが自 由に読書を楽しめる環境づくりの一つとして、三 市の図書館ネットワーク活用の際に参考とさせ ていただきます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

伊達市市民農園の廃止 に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

伊達市市民農園は、市民が農園作業による自然との親しみや収穫体験を通じて農業への理解を深めることにより、農業の振興及び地域の活性化を図るため平成16年度に開設し、以降、長年多くの市民の方々にご利用いただいております。

平成29年度に使用料を見直すと同時に維持管理に係る委託費用の縮減を図るなど収支改善に向けて取り組んでまいりましたが、利用者の低迷が続いており、未だ収支は厳しい状況となっております。

また、民間事業者も市民農園を設置しており受入れが可能であることから、市管理の農園を継続する必要性が薄れているため、伊達市市民農園の廃止を検討しております。

この度、市では伊達市市民農園の廃止につきまして、広く意見を募集します。

どのようなご意見でも結構です。多くの市民の皆さまからのご意見をお待ちしています。

経済環境部 農務課 農政係

- 意見募集案件 伊達市市民農園の廃止について
- 意見募集期間 令和2年12月30日（水）から令和3年1月28日（木）まで（30日間）
- 意見提出方法 別紙「意見用紙」等により氏名・住所を明記の上、ご意見をお寄せください。
※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご注意ください。
- 意見提出先
 - ◎持参 伊達市役所第2庁舎2階農務課窓口
 - ◎投函 伊達市役所本庁舎1階ロビー設置の投函箱
 - ◎郵送 〒052-0024 伊達市鹿町20番地1
伊達市経済環境部農務課農政係 宛
 - ◎FAX FAX番号：0142-23-1084
 - ◎電子メール [アドレス：noumu@city.date.hokkaido.jp](mailto:noumu@city.date.hokkaido.jp)
- 閲覧場所
 - ◎伊達市役所（本庁舎ロビー「パブリック・コメントコーナー」
第2庁舎・第2庁舎2階農務課窓口・大滝総合支所）
 - ◎伊達市立図書館（本館・大滝分室）
 - ◎伊達市市民活動センター
 - ◎だて歴史の杜カルチャーセンター（ロビー）
 - ◎伊達市総合体育館（ロビー）
 - ◎各コミュニティセンター（有珠・長和・東・黄金）

伊達市市民農園の廃止（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市市民農園の廃止（案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおりに公表いたします。

案 件 名	「伊達市市民農園の廃止（案）」について		
募 集 期 間	令和2年12月30日（水）から 令和3年1月28日（木）まで （30日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	16 件 （ 11 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	1 件 （ 1 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既 登 載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	そ の 他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	16 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		3 名
	郵 送		3 名
	ファクシミリ		4 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		1 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市経済環境部農務課農政係（第2庁舎2階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-82-3201（内線772） FAX番号 : 0142-23-1084 Eメール : noumu@city.date.hokkaido.jp		

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>●廃止の理由<その1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が低迷し収支が赤字について 利用者が低迷している原因は平成29年に利用料を1区画5千円から倍の1万円にしたことから、それまで利用していた年金暮らしの大半の人が離れて行き、前年度の約30%に激減した。 収支が赤字については、そもそも「市民農園」を開設したのは伊達市に在住する市民サービスとして始めたもので、利益を期待していたのか疑問であり、同様な考え方によれば「弄月館」・「だて歴史文化ミュージアム」なども廃止の対象となるのではないか。 以上のことから利用者の増加対策として利用料の減額を行い、利用について広報の片隅に掲載するだけでなく、回覧板なども活用しPRに努めては如何ですか、実際に知らない人が多いです。 抽選を少し早めて利用者の決定後「堆肥」を畑にすき込み「堆肥」を現地に置かない様になると費用の低減になると思います。また、畑の通路などの雑草対策も利用者任せなどにより費用の低減が図れると思います。 <p>●廃止の理由<その2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の「市民農園」があり伊達市管理の農園を継続する必要性が薄れている点について。 市民が永続的に楽しめる事を鑑みると民間事業者に丸投げすることは適切ではない。 	<p>【 その他 】</p> <p>市民農園の利用者減少の要因としましては、利用料金の改定が一因であったと認識しておりますが、民間との均衡を図ること及び収支の改善等を図ることが目的であり、利益を追求した改定ではございません。</p> <p>その中で、利用料の減額、PRの場の増加により利用者が増加したとしまして、利用者の増加とともに維持管理費用も増加するため収支改善につなげることは困難であると考えております。また、利用者の皆様へのサービスの提供につきましては、農家の耕作地が隣接していることから、病害虫発生などの防止のため定期的な草刈りが必要となり利用者だけではなく市が管理する必要があることから、現状が最低限と認識しており、これ以上の費用削減は難しい状況となっております。</p> <p>伊達市が市民農園を開設して以降、民間の事業者が新たに2か所開設しておりますが、一方は市民の交流の場を提供したいとの思いで開設しており、他方は利用者の積極的な受入れを希望しています。また、公設と同等の設備を有していることもあり、公設での市民農園を継続する必要性が薄れてきたため廃止を検討する経緯となっております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-1	<p>結論から言わせてもらいます。廃止はやむを得ないと思います。</p> <p>当初の目的は達成されたと思いますが利用者の低迷を考えると維持管理費などを含め必要性がなくなったと思います。ただ利用するにあたっては遠距離であり、使用料が高いなどの問題も多少あったのかもしれませんが。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>市民農園の位置は市街地から離れており、車がなければ利用することが難しい状況にあったことも利用者減少の1つの要因であったと考えております。</p> <p>利用料金につきましては、平成29年度に収支の改善と民間市民農園との均衡を図るため改定したものです。</p>

◎ 凡 例

【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの

【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの

【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-1	<p>赤字なので縮小は仕方ないと思う。ただ、仮設トイレ、駐車場、給水設備を残して、ほかのものは廃止する。などの折衷案はないだろうか。</p>	<p>【 その他 】 市民農園を縮小し継続したとしましても、区画の減少により維持管理費用は削減されますが、利用者が減ることにより利用料が減少し収支の改善にはつなげることは困難であると考えております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
4	4-1	<p>市民農園の継続をお願い致します。</p> <p>市民農園は私にとっての生き甲斐です。ほぼ農薬を使わないでおいしい野菜を作り御近所の方々にお裾分をするのも楽しいことです。農園では多くの方々と畑を見回ったり野菜談義をさせて頂いたりすることも一人暮らしの私にとっては心の安定を保つ上で有難いことです。</p> <p>現在は利用する方が少なくなってきましたが年齢の若い方々もいますし、田園関内にお住いの方や千葉県から移住してきて落花生を楽しそうに作っていらっしゃる方もいます。新種の野菜を育てたり、落花生の種を分けたりしていた人達は無念でしょうね。風光明媚で駐車場や水場のある市民農園で汗を流して野菜を育てる喜びは何にも代え難いものです。堆肥を播いたり、畑を耕したりはできませんが、区画外の草刈りなど協力して経費を削減できたらと思います。加えて利用者数が伸びるよう、広く多くの方々に周知されるよう宣伝できたらと思います。営利目的の民間事業者と市管理の農園とでは比べものにはなりません。是非とも経済の専門家である農務課の皆さんの力を見せて市民農園の採算が立つようにしてください。どうか市民農園の継続をお願いします。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>市民農園は、農園作業を通じて農業への理解を深め、農業の振興と地域の活性化を目的に開設しましたが、ご利用された皆様におかれましては農業に興味を持たれ利用者同士で親交を深められてきたものと思います。このことから、上記の目標は達成できたと考えております。</p> <p>平成29年度に収支の改善や民間の市民農園との均衡を図るため、利用料金の改定や維持管理の経費の削減を行ってまいりましたが、これ以上の収支改善が難しい現状にあります。また、民間の農園でも市民の交流の場を提供したいとの思いで開設しているところや、利用者の積極的な受入れを希望している市民農園があり、受入れが可能である旨も確認しております。</p> <p>市民農園が廃止となった場合には、皆様に農園作業を続けていただくため、希望される方には民間の市民農園をご紹介します。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
5	5-1	<p>「市民農園」は以下の点の開設目標に立ち返り、廃止することなく是非継続していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進む中で、市民の健康と一層の長寿のため逆に拡大するようお願い致します。 ・市民農園は笑顔で交流し互いに良さを学び合う最適の機会がある場でもあります。 ・民間と市では存在意義や目的が違うと思います。 ・平成27～28年度に急激に利用者が減った原因を探し、今後に活かしてほしいと思います。 ・食料は人が生きるために欠くことが出来ません、そのありがたさを知る大切な機会だと思います。 <p>以下改善できないが検討いただきたいことです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農園までの距離が遠く車の無い人には利用できません。 2. 利用可能な面積に対して、利用料金が安い気がします。 3. 必要経費を減らす方法はありませんか。 <p>(1) 管理人の勤務日数、作業内容や範囲の縮小はできませんか。 (2) 堆肥は1区画一輪車3～5台など制限できないか。 (3) 水道の蛇口は1/2で十分だと思いません。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>市民農園は、農園作業を通じて農業への理解を深め、農業の振興と地域の活性化を目的に開設しましたが、ご利用された皆様におかれましては農業に興味を持たれ、利用者同士で親交を深められてきたものと思います。このことから上記の目標は達成できたと考えております。</p> <p>伊達市内の民間市民農園は2か所あり、一方は市民の交流の場を提供したいとの思いで開設しており、他方は利用者の積極的な受入れを希望しています。また、双方ともに新規受入が可能である旨の確認をしておりますので、今後も農作業を続けたいと希望されている方には、ご紹介させていただきたいと思っております。</p> <p>伊達市市民農園は旧農業センター跡地の有効活用策として、農地法の特例として設置したものであり、市街地近くへの移設は難しくなっております。</p> <p>利用者の皆様へのサービスの提供につきましては、現状が最低限と認識しており、これ以上の費用削減は難しいと考えております。利用料金につきましても平成29年度に収支の改善及び民間との均衡を図るために改定したものです。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
6	6-1	<p>○お礼</p> <p>3年前に好きな農作業（市民農園）、海釣りができる伊達市のインターネットをみて選び、千葉県から移住してきた者です。</p> <p>この間、市民農園を借りて、千葉から持参した「里いも」「落花生」等の種を植えわずかながら収穫できた喜びを得てきました。また、親切な農務課の担当の方、環境を良くしてくれたシルバーさん、何よりの農園利用者の方との出会いの場（明るく元気のである）を今年も楽しみにしておりました。</p> <p>農園の運営も厳しい状況下にあって、廃止を検討しているのも理解できます。どうしても農作業がしたいので、勝手ながら民間の市民農園の受入れを希望致します。</p> <p>コロナ対策で毎日大変でしょうが、いつの日か市民農園が復帰されることを願っています。</p> <p>大変ありがとうございました。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>市民農園運営のため、利用料金の改定や経費削減を行ってまいりましたが、未だ厳しい現状となっております。</p> <p>市民農園が廃止となった場合、今後も農作業を通じての親交を図っていただくため、希望される方には民間の市民農園をご紹介します。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
7	7-1	<p>2013年に道外から移住し、同年より市民農園を利用しています。毎年の収穫体験、利用者との触れ合いを通じて豊かな市民生活を楽しんできました。可能であれば市民農園継続を希望します。</p> <p>維持管理費の詳細はわかりませんが、総収支差は利用者1人当たり（▲千円）R2推定値で21.7、H31：30.5、H22～H30：9.8～26.1、中央値：20.0です。事業継続に当たって支出削減（例えば堆肥は利用者が市販品を使用、利用開始前の土壌整備は利用者が実施、利用区画数・草刈等の周辺整備回数を減らすなど）を検討されてはいかがでしょうか？（水道、トイレ、残渣処理は継続希望）</p> <p>近隣の室蘭市、登別市、壮瞥町、洞爺湖町では公営市民農園が運用されています。利用者は少数ですが、農園周辺の雄大な景色を堪能できるこの公的市民農園は是非とも継続していただきたい。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>市民農園は、農園作業を通じて農業への理解を深め、農業の振興と地域の活性化を目的に開設しましたが、ご利用された皆様におかれましては農業に興味を持たれ利用者同士で親交を深められてきたものと思います。このことから、上記の目標は達成できたと考えております。</p> <p>近隣の市町でも公設の市民農園は存在しますが、すべてが公設ではなく私設の市民農園しか設置していない市町もあることを確認しております。また、伊達市市民農園の利用者の皆様へのサービスは今が最低限のものと考えており、農家の耕作地と隣接していることから、病害虫の発生などの防止のため定期的な草刈りなども必要な状況でありこれ以上の費用削減は難しいと考えております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
8	8-1	<p>○農園を好み、生きがいを持っている人がいる。</p> <p>○農園を通じて作物を播く時期、作り方、肥料のやる時期の意見の交流場となっている。</p> <p>○育てる、できた時の喜びを互いに（若いも若きも）交流し市民の興味をそそる大変意義のある場ともなっている。</p> <p>○楽しみをただとりあげるだけではなくもっと工夫して続ける様にしてほしい。（いろいろ管理する場でお金がかかるのであれば、好きな人同志で話し合い、市民農園を利用する人にも協力をお願いしたらどうでしょうか？）</p>	<p>【 その他 】</p> <p>市民農園では平成29年度の料金改定や経費の削減を行ってまいりましたが、収支は未だ厳しい現状となっております。また、利用者の皆様へのサービスとしましては現状が最低限と認識しており、これ以上経費削減が難しくなっております。</p> <p>伊達市内の民間市民農園は2か所あり、一方は市民の交流の場を提供したいとの思いで開設しており、他方は利用者の積極的な受け入れを希望しています。また、双方ともに新規受入れが可能である旨の確認をしておりますので、今後も農作業を続けたいと希望されている方には、ご紹介させていただきたいと思っております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
9	9-1	<p>農園廃止の理由として①収支面で赤字続きで採算が取れない、②民間事業者が貸農園を設置しており、受け皿があるからそちらを利用すればいいのに、という2段構えだが、収支面で資料が提示されたのは今回が初めてだ。</p> <p>平成29年より何故利用者が激減したのか。利用者に何の説明もなく利用料を倍増したからではないのか。草刈り、除草、ガレキ集めなど、利用者と協力、工夫できることは多々あったはず。市の本音が示されないまま今に至ったことが残念でならない。</p> <p>儲からない事業はカットという市民サービスへの骨抜きな農政では先が暗い。</p> <p>「廃止」の予告が遅すぎた、種や苗の計画が狂ってしまった。</p> <p>せめて1年の時間的ゆとりが欲しいと思うのは当然と思うが如何なものか。</p> <p>集いの場、楽しみの場が消されていくのは本当に悲しい。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>平成29年度の利用料金改定が利用者減少の一因であったことは認識しております。利用料金改定の際は、市民農園を含めた市役所全体の利用料金の見直しを目的にパブリックコメントの募集を行ったうえで、改定を行いました。改定の理由としても収支の改善及び民間との均衡を図るためであり、利益を求めた改定ではございませんでした。</p> <p>利用者の皆様へのサービスの提供につきましては、農家の耕作地が隣接していることから、病虫害発生などの防止のため定期的な草刈りが必要となり、利用者だけではなく市が管理する必要があることから、現状が最低限と認識しており、これ以上の費用削減は難しい状況となっております。また、廃止検討のお知らせが遅くなったことは大変申し訳なく思っておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、本市としても近い将来の財政の悪化を考慮しなければならず、行政改革の一環として市民農園の廃止を検討させていただいております。</p> <p>また、皆様の農業を通じての親交の場がなくならないよう、また、ご不便をおかけしないよう、希望される方には、民間の市民農園をご紹介させていただきます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
10	10-1	<p>日頃より市民農園を利用させていただきまして誠にありがとうございます。管理運営に携わってこられた農務・農政職の方々のご労苦に、この紙面から厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、標記の件に関しまして意見公募ということでございますので、ぶしつけではありますが私的に感じていることがありますので下記に述べさせていただきます。</p> <p>まず初めに、「市民農園を廃止の方向で検討している」ということですが、それなのにパブリックコメントを募るというのは「廃止ありき」を前提とした形式だけに終わらないでしょうか、疑問に感じます。せめて利用者を集めて説明や話し合いくらい出来ないのでしょうか。正直に申し上げて「誠に残念の極み」と言わざるを得ません。ぜひ「存続を」と切望している利用者の一人です。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>本パブリックコメントは、伊達市市民農園の廃止を検討するに当たり、皆様の意見を広く募集し、検討のための資料として活用させていただくために行っております。また、利用者の皆様にはご意見を頂けるよう別途で案内をさせていただきました。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
10	10-2	<p>私は平成16年に長年勤めていた仕事を定年退職し隣街室蘭市から伊達市に移り住みました。以前から、退職した後の「第二の人生」は比較的気候が温暖で農業が盛んな伊達市で思う存分「家庭菜園」で汗を流し、健康作りを兼ねて人生を楽しもうと思っていたところに、運よく「市民農園」を開くというビッグニュースを知り早速申し込み、割り当てられた一区画（5×10m）を耕作したとき、あの念願がかなった大きな喜びと感動を今も忘れることはできません。収穫は必ずしも豊作ばかりではなく、時には失敗して落ち込んだりもしましたが、気の置けない「畑仲間」との触れ合いも出来、土に触れられる上手作り野菜が喜ばれると、「野菜作りは愛情をもって我が子を育てるようなもの」と知るようになり、おかげさまでそれ以来13年間（平成28年迄）使用させていただきました。念願だった「老後の夢」が現実のものになって毎日が健康で精神的にも充実していました。ところが一転、平成29年度から市の公共施設の使用料が値上げになり、およそ料金の1割強アップが大半を占めていましたが、「市民農園」の使用料だけが一区画5,000円から10,000円に、実に10割という高アップ率だったので、私だけではなくそれまでの利用者だれもが唖然としました。新聞紙上では、あの時の市の言い分は、費用対効果を考えてか「受益者負担」とうたったり、「民間事業者の使用料に合わせた」とのことでした。一見したところ一理ありとの見方も出来なくもないですが、これには首を傾げざるを得ません。あの時、一応パブリックコメントを取ったとのことでしたが、案の定私を含め大半の利用者が翌年（平成29年度）から利用をやめました。あまりにも高い利用料値上げに愕然としたからです。</p>	<p>【 その他 】 平成29年度の利用料金改定が利用者減少の一因であったことは認識しております。</p> <p>利用料金改定の経緯としましては、市内にある民間の市民農園の利用料と比較し適正な料金であるか、また、当時の利用者数と収支を勘案し、その事業に応分の受益者負担を求め、継続して安定した管理運営と利用者へのサービスを保つためのものであり、利益を追求したものではありませんでした。</p> <p>パークゴルフ場と市民農園では利用形態の違いにより、比較することは難しいと考えております。また、市民農園内の畑地部の耕うんや草刈りなどの回数を減らすなどで経費の削減を行ってまいりましたが、利用者の皆様へのサービスの提供につきましては、農家の耕作地が隣接していることから、病虫害発生などの防止のため定期的な草刈りが必要となり利用者だけではなく市が管理する必要があることから、現状が最低限と認識しており、これ以上の費用削減は難しい状況となっております。</p> <p>伊達市内の民間市民農園は2か所あり、一方は市民の交流の場を提供したいとの思いで開設しており、他方は利用者の積極的な受入れを希望しています。また、双方ともに新規受入れが可能である旨の確認をしておりますので、今後も農作業を続けたいと希望される方には、ご紹介させていただきます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
10	10-2	<p>市だからこそ民間の使用料に合わせるのではなく、利用を希望している人（主に高齢者が多いという現実）への配慮が欠如していると感じました。高齢者に人気のあるパークゴルフ場並に低料金で利用できる「市民農園」を目指すべきではなかったでしょうか。</p> <p>今回の「市民農園廃止」の理由に、「利用者の低迷と収支の厳しい状況」をあげておりますが、利用者の低迷は平成29年度からの大幅な利用料金値上げに起因しているのは明らかです。利用者からの収入が管理料の支出に追いつかない、これはいわゆる「費用対効果」のみを考えてのことなのか、まさに利潤追求を考えるあまりの発想ではないかと疑問を抱かざるを得ません。収益が上がらないから切り捨てて行く、これは「市民の福祉」とか「市民の幸福度」とかをないがしろにする、言葉は適切ではありませんが、「高齢者（弱者）いじめ」につながるのではないのでしょうか。どうぞ、高齢者や畑愛好者の楽しみや生きがいでもある「市民農園」の夢を奪わないで下さい。市のキャッチコピーである「みんなが豊かさを感じられる市民幸福度最高のまち」がうわべだけのものにならないように一市民として危惧しています。</p> <p>前述に戻りますが、管理されているシルバー人材センターからの派遣の方は、実に誠実で一生懸命手入れを下さっていました。</p> <p>また、支出を抑えるという観点に立てば、管理を市が業者に委託せず、利用者の責任において自主管理をし、草刈りや最初の起耕及び施肥を省くとか、支出を極力減らせる方策は可能です。使用料値上げを検討する時点（平成29年）で、農政担当者が音頭を取ってくだされば利用者の話し合いは可能だったのに、と今更ながら悔やまれます。私は平成29年度、30年度、令和元年度の3年間、値上げ抗議のため利用を控えていましたが、好きな畑作りを我慢するのは却って健康に良くないと思い直し今年度にまた利用を再開させてもらいました。その矢先の廃止案ですので全く残念です。</p>	【 その他 】

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
10	10-3	<p>老婆心ですが、現在隣接地にワイン作りのブドウ試験栽培を行っておりますが、その耕作面積を拡張するために現在の市民農園がネックになるなら、代替地を検討すべきです。たとえば伊達にはいわゆる「耕作放棄地」が随所にあるので、所有者の協力を得て市民農園の代替地にする方法もあります。先日、新聞報道にあった「国営農地再編事業」との関連もあるので簡単ではないと思いますが、クリアできる方策はあるはずです。</p> <p>また、車を所有していない為に現在地（東関内市民農園）に通えないという利用を希望する市民の為に、例えば上記の耕作放棄地を市民農園として市内に数カ所設置する方法なども考えられます。市の担当者の繁雑さを省くため、例えば利用者から代表者となる連絡員を設けるとか、工夫次第で難題は克服可能かと思えます。ご一考を。</p> <p>一方的で言いたい放題になりましたが、多くの「市民農園」存続希望者のため存続を再考していただきますよう切望する次第です。</p> <p>また、廃止に至った場合は是非その経緯や理由をご回答下さいますよう要望致します。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>隣接しているブドウ試験栽培の敷地拡大のために廃止を検討しているというものではありません。</p> <p>また、新たに市民農園を開設するとした場合、土地や水場、駐車場の確保に加え相当の初期費用及び管理費用が見込まれるため、実現は困難であると考えております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
11	11-1	<p>廃止する方向になる前に管理の仕方を十分に再検討してきたのが市民としては見えにくく、利用料の引き上げ→利用者減→廃止の道筋に安易な印象を受けます。委託料の削減努力もされたようですが、市民農園を開設した後どのような市民に利用してもらうのか。アクセス・利用しやすい方法での栽培指導等、ソフトな部分を考えて継続していくブラッシュアップが不足していたように感じます。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>利用者へのサービスとしては、水や堆肥を無料で使用していただくなど可能な範囲でのサービスを提供しております。また、市民農園の運営管理につきましては、草刈りなどの農園管理回数を減らすことなどにより経費の削減を行ってまいりましたが、未だ収支状況は厳しいものとなっております。</p> <p>利用者につきましては、伊達市民の方を対象に、車でアクセスが必要なことや、利用料金、農園設備の内容等にご理解いただいた方にご利用いただいております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
11	11-2	<p>「民間事業者も市民農園を設置しており受入が可能であることから」廃止を検討している部分もあるようですので、民間事業者さまにご理解いただき、廃止の際には事業者さまをご紹介できる案内を広報各媒体で実施し、スムーズな紹介体制の構築による、次に繋ぐ役割を果たしていただくことが必要だと思います。</p>	<p>【 その他 】 伊達市内の民間市民農園は2か所あり、一方は市民の交流の場を提供したいとの思いで開設しており、他方は利用者の積極的な受入れを希望しています。また、双方ともに新規受入れが可能な旨を確認しておりますので、利用を希望される皆様が農園作業をする場所がなくならないよう、また、ご不便をおかけしないよう、ご紹介させていただきます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
11	11-3	<p>伊達市で開催している市民講座に野菜づくりを楽しむ講座の開催履歴がありません。常日頃、連携はとっていただいているものとは思いますが、市がこれまで収支が厳しいながらも管理し開設してきた意義を市民講座に盛り込み、内容の充実を図りながら引き続き継続開催していただき、農業への理解、振興及び地域の活性化の部分を持保持していただきたいと思っております。</p>	<p>【 その他 】 市民講座に限らず、農務課としても伊達市の農業に対する理解を深めていただけるような情報を様々な方法で発信、提供を今後も継続して行ってまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
11	11-4	<p>新しい形の市民農園が非常に注目を集めているニュースをよく目にする機会がありました。都心と地方では環境やニーズも違う点がありますが、運営の方法などを検討し様々な事例から利益性のある新しい市民農園の運営も一つの可能性であると感じます。市・民間問わずに様々なステークホルダーから考えてみる場を設けることも検討してみたいかがでしょうか？伊達市では公共交通・公園ワークショップの開催もされておりますが、意見内容はリンクしてくる点も十分にあるものと考えます。行政だけではなく、市民も可能性・課題を共に考え、新しいコト・モノを生み出しながら解決していく力も必要な現代です。これからより一層の開かれた市政と、協働の考えへの働きかけをお願い致します。</p>	<p>【 その他 】 貴重なご意見ありがとうございます。新しい形の市民農園は都市部と地方ではニーズなどの違いによって難しいところはあるかと思えます。しかし、市民農園に限らず、他の案件に関しましても他部署との連携や、市民の皆様の意見を参考にさせていただき可能性を見出すことはできると思えますので、協働の考えを進めていくよう努めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

第8期伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案） に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

現在の第7期伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間が終了することから、新たな計画を策定します。

伊達市では、人口減少傾向が続いている中で高齢化が進み、令和2年3月31日現在の65歳以上の高齢者人口は12,624人で、総人口に占める割合は37.7%です。今後、団塊の世代が後期高齢者・団塊ジュニア世代が高齢者になることから、高齢化率はさらに上昇するとともに、1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。

介護が必要な方や介護する方などのニーズや実態を踏まえ、高齢者が生きがいをもって生活できるよう、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体にした「第8期伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）」がまとまりましたので、この（案）についての意見を市民の皆さまから募集します。

多くの市民の皆さまからのご意見をお待ちしています。

なお、介護保険料算定に必要なサービス毎の介護報酬改定率の決定が遅れたことにより、募集期間を短縮して実施することとなりましたことをご理解願います。

健康福祉部高齢福祉課

- 意見募集案件 「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定
- 意見募集期間 令和3年1月16日（土）から2月4日（木）まで
（20日間）
- 意見提出方法 別紙「意見用紙」等により氏名・住所を明記の上、ご意見をお寄せください。
※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご注意ください。
- 意見提出先 ◎持 参 伊達市健康福祉部高齢福祉課介護保険係
◎投 函 伊達市役所本庁舎1階ロビー設置の投函箱
◎郵 送 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1
伊達市健康福祉部高齢福祉課介護保険係 宛
◎FAX FAX番号：0142-21-5147
◎電子メール アドレス：kaigo@city.date.hokkaido.jp
- 閱 覧 場 所 ◎伊達市役所（本庁舎ロビー「パブリック・コメントコーナー」
第2庁舎・大滝総合支所）
◎伊達市市民活動センター
◎だて歴史の杜カルチャーセンター（ロビー）
◎伊達市総合体育館（ロビー）
◎各コミュニティセンター（有珠・長和・東・黄金）

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業（案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定		
募 集 期 間	令和3年1月16日（土）から2月4日（木）まで （20日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	意見提出はありませんでした。		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既 登 載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	そ の 他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	0 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		0 名
	郵 送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		0 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市健康福祉部高齢福祉課介護保険係（本庁舎1階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-82-3196 FAX番号 : 0142-21-5147 Eメール : kaigo@city.date.hokkaido.jp		

第6期伊達市障がい福祉計画（案） に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

伊達市では、必要な障害福祉サービスや相談支援等を数値目標として設定し、計画的に提供するため、「伊達市障がい福祉計画」を策定しています。

現在の第5期計画が令和2年度で終了することから、国の基本方針や「第6期北海道障がい福祉計画」を基に「第6期伊達市障がい福祉計画（案）」を作成しましたので、計画（案）についての意見を市民の皆さまから募集します。

多くの市民の皆さまからのご意見をお待ちしています。

健康福祉部 社会福祉課

- 意見募集案件 「第6期伊達市障がい福祉計画」の策定
- 意見募集期間 令和3年1月20日（水）から2月18日（木）まで
（30日間）
- 意見提出方法 別紙「意見用紙」等により氏名・住所を明記の上、ご意見をお寄せください。
※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご注意ください。
- 意見提出先
 - ◎持 参 伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係
（本庁舎1階8番窓口）
 - ◎投 函 伊達市役所本庁舎1階ロビー設置の投函箱
 - ◎郵 送 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1
伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係 宛
 - ◎F A X F A X 番号：0 1 4 2 - 2 5 - 4 1 9 5
 - ◎電子メール アドレス：shogai@city.date.hokkaido.jp
- 閲 覧 場 所
 - ◎伊達市役所（本庁舎ロビー「パブリック・コメントコーナー」
第2庁舎・大滝総合支所・社会福祉課窓口）
 - ◎伊達市市民活動センター
 - ◎だて歴史の杜カルチャーセンター（ロビー）
 - ◎伊達市総合体育館（ロビー）
 - ◎各コミュニティセンター（有珠・長和・東・黄金）

第6期伊達市障がい福祉計画（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「第6期伊達市障がい福祉計画（案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	「第6期伊達市障がい福祉計画」の策定		
募 集 期 間	令和3年1月20日（水）から2月18日（木）まで （30日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	意見提出はありませんでした。		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既 登 載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	そ の 他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	0 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		0 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		0 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係 （本庁舎1階8番窓口） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-82-3193（内線277） FAX番号 : 0142-25-4195 Eメール : shogai@city.date.hokkaido.jp		

伊達市景観計画（案） に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

本市では、地域の特性や魅力を生かした、良好な景観形成や保全を進めるため、伊達市景観計画を策定します。

景観計画は、景観法に基づき良好な景観形成を進めるための基本となる計画であり、景観形成に関する基本方針や、一定の建築物等に対して景観的配慮を求めるなど、美しい景観づくりを行っていくための計画です。

この度、「伊達市景観計画（案）」がまとまりましたので、この計画（案）についての意見を市民の皆さまから募集します。

市民の皆さまからのたくさんのご意見をお待ちしています。

建設部 都市住宅課

- 意見募集案件 「伊達市景観計画」（案）について
- 意見募集期間 令和3年2月5日（金）から3月8日（月）まで
（32日間）
- 意見提出方法 別紙「意見用紙」等により氏名・住所等を明記の上、ご意見をお寄せください。
※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご注意ください。
- 意見提出先 ◎持 参 伊達市建設部都市住宅課都市計画係（本庁舎3階）
◎投 函 伊達市役所本庁舎1階ロビー設置の投函箱
◎郵 送 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1
伊達市建設部都市住宅課都市計画係 宛
◎FAX FAX番号：0142-23-4414
◎電子メール アドレス：toshikeikaku@city.date.hokkaido.jp
- 閲覧場所 ◎伊達市役所（本庁舎ロビー「パブリック・コメントコーナー」
第2庁舎・大滝総合支所・都市住宅課窓口）
◎伊達市市民活動センター
◎だて歴史の杜カルチャーセンター（ロビー）
◎伊達市総合体育館（ロビー）
◎各コミュニティセンター（有珠・長和・東・黄金）

伊達市景観計画（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市景観条例（案）」に対する市民意見公募状況について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	「伊達市景観計画」（案）について		
募 集 期 間	令和3年2月5日（金）から3月8日（月）まで （32日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	1 件 （ 1 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既掲載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	その他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	1 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		0 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		1 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市建設部都市住宅課都市計画係（本庁舎3階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-82-3294（内線433） FAX番号 : 0142-23-4414 Eメール : toshikeikaku@city.date.hokkaido.jp		

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>伊達市景観計画の趣旨や要素と基本理念の取組につきましても基本的には歓迎致しますが、この計画を伊達市のまちづくりにどう活かす考えかお伺いします。</p>	<p>【 反 映 】 伊達市景観計画（案）を策定し、この計画に沿った景観形成を行うことで、都市と自然が調和し、魅力や活力のある地域社会の実現を目指していくという考えです。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

令和3年度市民参加の実施予定について

(1) 令和3年度市民参加の実施予定

案	件	名	市民意見 の公募	審議会 の開催	説明会 の開催	その他の 市民参加	担当課
(1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更							
1	第3次伊達市男女共同参画基本計画		●	● 委員の公募		アンケート	企画財政課
2	伊達市地域公共交通計画（仮称）（案）		●	●	●		企画財政課
3	第11次伊達市交通安全計画（案）		●				総務課
4	伊達市水道事業ビジョン（案）		●				上下水道課
(2) 市政の基本方針を定め、市民に負担や義務を課し、権利を制限する条例の制定・改廃							
(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃							
(4) 大規模な公共施設の設置に係る基本計画や利用・運営に関する方針の策定・変更							
(5) 上の（1）～（4）以外で市民の関心・影響があるもの							
5	伊達市市民参加推進会議			● 委員の公募			企画財政課
6	伊達市男女共同参画推進市民会議		●				企画財政課
7	伊達市ふるさと納税返礼品検討ワークショップ					ワークショップ	企画財政課
8	コミュニティFMに関するアンケート					アンケート	企画財政課
9	伊達市表彰審議会		●				総務課
10	伊達市行政改革推進委員会		●				総務課
11	伊達市史編さん委員会（準備委員会含む）		●				総務課
12	伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会			● 委員の公募			職員法制課
13	伊達市子ども・子育て会議			● 委員の公募			子育て支援課
14	伊達市福祉有償運送運営協議会		●				高齢福祉課
15	伊達市介護保険等運営協議会		●				高齢福祉課
16	介護認定審査会（非公開）		●				高齢福祉課
17	伊達市国民健康保険運営協議会			● 委員の公募			保険医療課

案	件	名	市民意見 の公募	審議会 の開催	説明会 の開催	その他の 市民参加	担当課
18	伊達市健康づくり推進協議会			● 委員の公募			健康推進課
19	伊達市換地委員会			●			農地再編推進室
20	伊達市環境審議会			●			環境衛生課
21	伊達市都市計画審議会			●			都市住宅課
22	伊達市営住宅審議会			●			都市住宅課
23	伊達市景観審議会			●			都市住宅課
24	伊達市上下水道事業経営審議会			●			上下水道課
25	大滝区地域協議会			● 委員の公募			地域振興課
26	大滝ケーブルテレビ放送番組審議会			●			地域振興課
27	伊達市社会教育委員会議			●			生涯学習課
28	伊達市放課後子ども教室運営委員会			●			生涯学習課
29	伊達市文化財審議会			●			生涯学習課
30	伊達市立図書館運営協力会			● 委員の公募			図書館

市民意見 の公募	審議会	説明会等 の開催	その他の 市民参加
4	26	1	3

(2) 市民意見の公募(パブリック・コメント)実施予定

案 件 名		意見の募集期間	担 当 課
(1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更			
1	第3次伊達市男女共同参画基本計画(案)	11月5日~12月6日	企画財政課
2	伊達市地域公共交通計画(仮称)(案)	11月12日~12月13日	企画財政課
3	第11次伊達市交通安全計画(案)	11月5日~12月6日	総務課
4	伊達市水道事業ビジョン(案)	11月25日~12月24日	上下水道課
(2) 市政の基本方針を定め、市民に負担や義務を課し、権利を制限する条例の制定・改廃			
	(なし)		
(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃			
	(なし)		
(4) 大規模な公共施設の設置に係る基本計画や利用・運営に関する方針の策定・変更			
	(なし)		
(5) 上の(1)~(4)以外で市民の関心・影響があるもの			
	(なし)		

令和3年 月 日

伊達市長 菊谷 秀吉 様

市民参加実施状況に対する意見書（案）

伊達市市民参加推進会議
会長 亀田 正人

第7期伊達市市民参加推進会議は、第6期（平成30～令和元年）の活動を踏まえ、令和元年7月2日より2年間の任期で本市における市民参加実施状況について検討を行ってきた。任期満了を迎えるにあたり、今期活動を以下の通り総括するとともに、市民参加実施の現状について意見を提出する。

1 第7期市民参加推進会議の経緯

第7期市民参加推進会議は、以下の点を骨子とする第6期市民参加推進会議意見書を受けて、別紙1のとおり活動を行ってきた。

- (1) 同意見書では、「市民参加制度の市民への浸透」についての一致した理解の確立のため全庁的に研修会を継続して実施し市民参加制度の浸透に努めた結果、職員の意識が変わり、より丁寧に市民参加に取り組んでいることを高く評価した。

また人材バンクの取組について、以前は30代以下の登録者がなく、審議会の委員に若者が登用されていない状況であったが、ホームページや広報、フェイスブックなどを活用した結果、30代・40代及び女性の登録者が増加し、若い委員の登用を行うことができたことを評価した。

さらに、情報発信の仕方について様々な手法を工夫し、わかりやすい情報発信を行っていることも高く評価した。

一方、依然としてパブリックコメントに対する意見が少ないことから、市民参加がしやすい環境づくりに取り組み、市民参加制度の認知度や満足度の向上に努めることを求めた。

- (2) そこで同意見書では、市民参加制度の浸透のため全庁的な研修会の継続とパブリックコメントの検証の必要性を指摘し、パブリックコメントについては意見募集時の周知・公表に際して意見が出やすくなるよう一層配慮・工夫を加える必要があると指摘した。また広く多様な意見を取り入れるために、説明会やアンケート、ワークショップなど他の手法も活用するなど市民参加制度の充実を求めている。

以上の経過を踏まえ、第7期推進会議では、これまでと同様に「市民参加条例」（以下、条例という。）に則して市民参加の状況を検証するとともに、パブリックコメント、審議会の運用方法についての進展状況を検証した。

2 市民参加の現状と課題

本会議において議論した市民参加の現状と課題をまとめると以下のとおりである。なお、令和2年度までの10年間の実施状況は、別紙2のとおりである。

(1) より活発な市民参加について

広く市民の意見を吸い上げるために、パブリックコメントをはじめ、説明会やアンケートなどその他の市民参加を多く開催し、参加があったことは、周知方法だけでなく実施結果の公表方法についても工夫・改善を行った結果であり、高く評価できる。

様々な周知方法や情報提供を実施し、多くの市民が参加できるように配慮・工夫されてきたが、さらに積極的な市民参加を促すために、市民参加がしやすくなるような周知方法の工夫やきめ細かな情報提供を継続するとともに、参加した市民の満足度を高めるための一層の取組をお願いしたい。

(2) 幅広い世代の市民参加について

市民参加における女性や若者の参加について、説明会やアンケートにおいて幅広い年齢層をターゲットにした市民参加を実施し、市民参加を推進しようとする姿勢と意欲が感じられることは高く評価できる。今後も多くの市民が参加しやすくなるよう、案件に応じてパブリックコメントだけではなく、ワークショップをはじめ様々な市民参加の手法を組み合わせながら取組を進めていく必要がある。

(3) 市民参加制度の浸透について

市民参加制度についての一致した理解を確立するため、平成23年度から市職員対象に行われている「市民参加条例研修会」を継続して実施し成果を上げていることは高く評価できるが、市民参加に対する職員の意識に一部差が生じていることを懸念している。今期全体を通じて、伊達市の市民参加の取組は、わかりやすい形での市民への周知やパブリックコメントの意見提出者に対する丁寧な回答などきめ細かな対応が行われていたが、一部にそのような対応ではない案件が見受けられた。

上記の全庁的な研修会の中で、市民が理解し納得しやすい情報提供に努め丁寧に市民参加に取り組んでもらえるよう、改めて周知・啓発をお願いしたい。

今期全体を通じて、説明会やアンケート、ワークショップなど多様な市民参加の手法の実施により、若い世代や女性などの市民参加が増えるなど幅広い世代の市民が意見を出しやすい環境が整備されてきている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により市民参加の活動が制限されている中、現状に応じてできることから取り組み、工夫して市民参加を推進しようと努めていることも高く評価できる。

一方で、市職員の中に市民参加に対する意識の差が生じていることが見受けられた。研修会を通じて市民参加への意識の高揚を図るとともに、市民が理解し納得しやすい情報提供のあり方を引き続き検討し改善することを含め、市民参加制度をより充実させていくため一層の尽力をお願いしたい。

以 上

令和元年度 伊達市市民参加推進会議の活動状況

※第7期の委員による市民参加推進会議は第3回からとなります。

回数	開催日	開催場所	出席者数	議題
第1回	令和元年5月17日	市役所 2階 会議室A	9名	・平成30年度市民参加の実績について ・令和元年度市民参加の実施予定について ・第6期市民参加推進会議意見書について
第2回	令和元年6月14日	市役所 2階 会議室A	9名	・第6期市民参加推進会議意見書について
第3回	令和元年8月29日	市役所 2階 会議室A	10名	・概要説明について ・令和元年度市民参加の実施予定について
第4回	令和2年3月26日	※新型コロナウイルス感染症の影響により中止		

令和2年度 伊達市市民参加推進会議の活動状況

回数	開催日	開催場所	出席者数	議題
第1回	令和2年5月19日	※新型コロナウイルス感染症の影響により 書面開催	10名	・令和元年度市民参加の実施結果について ・令和2年度市民参加の実施予定について
第2回	令和2年6月24日	市役所 2階 会議室AB	9名	・第7期市民参加推進会議中間報告書(案)について
第3回	令和3年3月15日	市役所 2階 会議室AB	9名	・令和2年度市民参加の実施状況について ・第7期市民参加推進会議意見書について

令和2年度市民参加実績に係る対前年度実績との比較資料

(1) 市民意見の公募（パブリックコメント）

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	対前年度(R元 →R2)増減
パブコメ実施案件 (a)	件数	10	9	10	19	9	10	12	13	9	7	△ 22.2%
意見の寄せられた案件 (b)	件数	9	3	9	6	7	3	4	9	4	4	0.0%
	割合(b/a%)	90.0%	33.3%	90.0%	31.6%	77.8%	30.0%	33.3%	69.2%	44.4%	57.1%	28.6%
公募意見の件数	件数	4	18	27	9	9	9	32	93	6	20	233.3%

※意見の寄せられた主な案件と意見件数

OR元:第2期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略について 2件 ・ 伊達市B&G海洋センターのあり方について 2件

OR2:伊達市市民農園の廃止について 16件 等

(2) 審議会

①会議の開催

■会議開催回数

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	対前年度(R元 →R2)増減
会議開催案件	件数	9	25	28	27	23	23	27	22	21	19	△ 9.5%
会議延べ開催回数	回数	27	47	47	57	51	47	65	50	38	36	△ 5.3%
1案件当たりの会議開催回数	回数	3.0	1.9	1.7	2.1	2.2	2.0	2.4	2.3	1.8	1.9	4.7%

②委員の公募

■公募のあった審議会の公募委員占有率

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	対前年度(R元 →R2)増減
委員公募審議会数	団体	7	7	12	5	8	3	7	5	13	13	0.0%
対象審議会委員総数 (e)	人数	86	80	116	65	74	36	86	56	140	150	7.1%
うち公募委員数 (f)	人数	22	21	33	14	23	13	19	10	15	28	86.7%
委員総数(e)に占める公募委員(f)の率	割合(f/e%)	25.6%	26.3%	28.4%	21.5%	31.1%	36.1%	22.1%	17.9%	10.7%	18.7%	74.2%

■公募のあった審議会における男女比率

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	対前年度(R元 →R2)増減
対象審議会委員数 [(e)再掲]	人数	86	80	116	65	74	36	86	56	140	150	7.1%
		男:59 女:25	男:54 女:26	男:81 女:35	男:41 女:24	男:52 女:22	男:20 女:16	男:70 女:16	男:39 女:17	男:125 女:15	男:117 女:33	△ 6.4% 120.0%
委員総数(e)に占める男女各委員の率	割合(%)	69%:29%	68%:33%	70%:30%	63%:37%	70%:30%	56%:44%	81%:19%	70%:30%	89%:11%	78%:22%	△ 12.6% 105.3%
うち公募委員数 [(f)再掲]	人数	20	21	33	14	23	13	24	10	15	28	86.7%
		男:12 女:8	男:10 女:11	男:17 女:16	男:4 女:10	男:16 女:7	男:3 女:10	男:16 女:8	男:3 女:7	男:11 女:4	男:10 女:18	△ 9.1% 350.0%
公募委員数(f)に占める男女各委員の率	割合(%)	60%:40%	48%:52%	52%:48%	29%:71%	70%:30%	23%:77%	67%:33%	30%:70%	73%:27%	36%:64%	△ 51.3% 141.1%

(3) 説明会の開催

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	対前年度(R元 →R2)増減
説明会開催案件	件数	0	0	0	1	1	2	1	1	0	2	
説明会延べ出席者数	人数	0	0	0	21	15	14	211	228	0	28	
1案件当たりの説明会出席者数	人数	#DIV/0!	0	0	0	0	7	211	228	0	14	

(4) まちづくり人材登録の状況

①登録状況

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	対前年度(R元→R2)増減	
登録者総数 (g)	人数	54	68	66	63	67	74	68	69	70	65	△ 7.1%	
		男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
	36 18	40 28	39 27	37 26	41 26	41 23	42 26	41 28	41 29	36 29	36 29	△ 12.2%	0.0%
登録者総数(g)に占める男女の率	割合(%)	67% 33%	59% 41%	59% 41%	59% 41%	61% 39%	55% 31%	62% 38%	59% 41%	59% 41%	55% 45%	△ 5.4%	7.7%
うち当該年度登録者数 (h)	人数	12	19	11	5	14	12	17	17	5	4	△ 20.0%	
		男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
	11 1	7 12	4 7	4 1	12 2	9 3	10 7	6 11	3 2	3 1	3 1	0.0%	△ 50.0%
当該年度登録者数(h)に占める男女各委員の率	割合(%)	92% 8%	37% 63%	36% 64%	80% 20%	86% 14%	75% 25%	59% 41%	35% 65%	60% 40%	75% 25%	25.0%	△ 37.5%

②登用実績

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	対前年度(R元→R2)増減	
登用審議会数	団体	16	20	22	21	21	22	21	25	15	16	6.7%	
登用者総数 (i)	人数	33	45	45	40	35	29	37	33	28	28	0.0%	
		男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
	18 15	26 19	27 18	26 19	21 14	17 12	17 20	19 14	17 11	16 12	16 12	△ 5.9%	9.1%
登用者数(i)に占める男女の率	割合(%)	55% 45%	58% 42%	60% 40%	65% 48%	60% 40%	59% 41%	46% 54%	58% 42%	61% 39%	57% 43%	△ 5.9%	9.1%
うち当該年度登用審議会数	団体	13	7	12	6	5	6	9	5	5	11	120.0%	
うち当該年度登用者数 (j)	人数	29	28	37	17	14	15	24	9	15	29	93.3%	
		男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
	17 12	15 13	19 18	6 11	4 10	6 9	17 7	3 6	12 3	9 19	9 19	△ 25.0%	533.3%
当該年度登用者数(j)に占める男女各委員の率	割合(%)	59% 41%	54% 46%	51% 49%	35% 65%	29% 71%	40% 60%	71% 29%	33% 67%	80% 20%	31% 66%	△ 61.2%	227.6%